

中央教育審議会中間報告（平成 14 年 4 月）に対する意見

（平成 14 年 5 月 23 日 大学基準協会）

この度、中央教育審議会において中間報告が公表され、大学基準協会としてはすでに「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」に対する意見書を提出したところであるが、その後、本協会の理事の一部から「大学院における高度専門職業人養成について」に対する意見が寄せられたため、以下に列記する。

1．高度専門職業人の内容について

今回の中間報告で考えておられる高度専門職業人の内容が、全体を通じてあまり明確でないように思われる。報告書の「基本的な考え方」の中では、この高度専門職業人養成がアメリカのプロフェッショナルスクールを範にとっているかの印象を受けるが、同報告書の「専門職大学院の創設」の中では、「国家資格等の職業資格と関連した専攻分野、社会的に高度な専門職業能力を有する人材の養成が必要とされる分野」とされている。仮にアメリカ型のプロフェッショナルスクールを目指すならば、国家資格に関係なく職業的専門能力を必要とするすべての領域を対象として議論を展開すべきであると思われるし、国家資格を想定するならば、本報告書が念頭に置いているように法科大学院を主眼とするものでなく、公認会計士や税理士、あるいは医師などの国家資格をも念頭においた議論を展開すべきではないか。本報告書では、このいずれの方向性においても不徹底であり、結果として報告書全体で言うところの高度職業専門人のイメージが伝わってこない。

2．国家試験との関連性について

本報告書が言うところの「国家資格等の職業資格に関連した」形で高度専門職業人養成の問題を考える場合、弁護士や公認会計士などの国家資格に関連する職業人に現在最も求められている「専門職業人教育」とは、資格取得以前の段階で終わるのではなく、むしろ資格取得後、現実の業務にあたっている有資格者に対する再教育ないしは継続的研修に重点があるように思われる。なぜならば、急速に展開する現在産業社会は資格取得という一時点の知識総体を急速に陳腐化させていくことは明らかだからである。例えていえば、一時点における一定の資格は、運転免許のようなものでその職業に就くためのまさに「資格試験」であり、職業人として活動するのに必要な最低限の知識を取得していることは言うまでもない。しかし、真の「高度職業人」としてのスキルやプロ意識は、その「運転免許」で実際に道路を運転する、すなわち職業人として社会で活躍する中で育っていくものだと考えるからである。従来はこの資格取得後の現場教育は各職場における OJT や本人の経験学習・自己啓発等に委ねられていたが、変化の激しい社会で先達から後輩への知識委譲や経験主義で時代に即した実務教育を行うということの限界が、至る所で明らかになって

いるのが現状である。これが、資格試験を既にパスし実務を行う職業人が、必要とするスキルや理論を学び、現場での疑問を持ち寄り議論・解決する場としての、専門職再教育に特化した教育機関が社会的に希求されている所以であろう。このような問題に本報告書は触れてはいないのではないか。